

議案第23号

藤岡市公園条例の一部改正について

藤岡市公園条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

平成30年2月27日提出

平成30年2月27日可決

藤岡市長 新井利明

藤岡市条例第 号

藤岡市公園条例の一部を改正する条例

藤岡市公園条例（昭和52年条例第12号）の一部を次のように改正する。

目次中「第2条の6」を「第2条の7」に改める。

第1章の2中第2条の6の次に次の1条を加える。

（公園施設の敷地面積の制限）

第2条の7 政令第8条第1項の条例で定める割合は、100分の50とする。

第3条第1項中「次の各号に」を「次に」に改め、同条第4項中「第1項又は」を「同項又は」に改める。

第5条及び第7条中「次の各号に」を「次に」に改める。

第21条中「届出なければ」を「届け出なければ」に改める。

第22条第1項中「、第3条第1項各号」を「又は第3条第1項各号」に改める。

第27条第1号中「同条第1項各号」を「第3条第1項各号」に改め、同条第2号中「同条各号」を「第5条各号」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。